専攻科2年 航海コース 「海事法規」5月12日 課題(海事法規(プリント5~6))**解答・解説** (プリント5)解答・解説

- 問1 海上衝突予防法の「各種船舶間の航法」について、以下の各間に答えなさい。(第十八条)
 - (1) 航行中の動力船が進路を避けなければならない船舶を4つ記せ。 (解答)
 - ① 運転不自由船 ② 操縦性能制限船 ③ 漁ろうに従事している船舶 ④ 帆船
 - (2) 航行中の帆船(漁ろうに従事している船舶を除く)が進路を避けなければならない船舶を3つ記せ。

(解答)

- ① 運転不自由船 ② 操縦性能制限船 ③ 漁ろうに従事している船舶
- (3) 航行中の漁ろうに従事している船舶ができる限り進路を避けなければならない船舶を2つ記せ。 (解答)
 - ① 運転不自由船 ② 操縦性能制限船
- (4)運転不自由船及び操縦性能制限船を**除く船舶**は、どのような船舶の安全な通行を妨げてはならないか記せ。

(解答)

本法の規定する灯火または形象物を表示している喫水制限船の安全な通行を妨げてはならない。

(5) 喫水制限船の運転不自由船及び操縦性能制限船を**除く船舶**との航法を述べよ。 (解答)

喫水制限船は、その特殊な状態を考慮して十分に注意して航行しなければばらない

(6) 喫水制限船と運転不自由船及び操縦性能制限船との航法を述べよ。

(解答)

互いに能力に応じて衝突回避の動作をとらなければならない。

【解説】第十八条の「各種船舶間の航法」は、海上衝突予防法の基本原則として、操縦性能が優れている 方の船舶が、操縦性能が劣っている方の船舶を避航するとの原則を明確に示したものです。いわ ば、操縦性能の位置づけ(ランク)を示しているともいえます。また、操縦性能が劣っている船舶 同士でもその能力に応じて避航動作を課しています。

- 問2 海上衝突予防法の「視界制限状態における航法」について、以下の各問に答えなさい。 (第十九条)
- (1) レーダのみにより他船の存在を探知した船舶の航法を述べよ。ただし針路の変更の制限を除く。 (解答)

レーダで他の船舶の存在を探知した場合は、著しく接近するか、または衝突のおそれがあるかど うかを判断し、著しく接近し、または衝突のおそれがあると判断した場合は、十分余裕のある時期 に、これらの事態を避ける動作をとらなければならない。

【解説】まずは接近、衝突のおそれの判断をする。接近、おそれがあれば早めに回避動作をとる。

(2) レーダのみにより他船の存在を探知した船舶の航法において、その動作をとる場合に、やむを得ない場合を除き行ってはならない動作を2つ記せ。

(解答)

- ① 他船が自船の正横より前方にある場合に、針路を左に転じること。
- ② 他船が自船の正横または正横より後方にある場合に、他船の方向に針路を転じること。

【解説】 ①について、航法の大原則である右側航行(右転)に従って左転を禁止しています。

【解説】 ①について、他船側に転舵すると、急速に接近するおそれが生じるからです。

(3) 視界制限状態における音響信号を聞いた場合等の措置について、保針できる最小限の速力に減じ、また必要に応じ停止しなければならない場合とは、どのような場合かを述べよ。

他の船舶と衝突するおそれがないと判断した場合を除き、視界制限状態における音響信号を自船 の正横より前方に聞いた場合、または他船と著しく接近することを避けられない場合。

- 【解説】すぐに停止することは要求されないが、他船と接近したら必要に応じて機関を後進にかけて 直ちに停止し場合によっては投錨を併用してとにかく止まることが大切です。
- (4)上記(3)の場合に船舶は、いつまで十分に注意して航行しなければならないか記せ。 (解答) 衝突の危険がなくなるまで
- 問3 海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、法定灯火の標示時期を述べよ。(第二十条)
 - (解答) 船舶は本法に定める灯火を、日没から日出までの間表示しなければならない。視界制限状態においては日出から日没の間であってもこれを表示しなければならない。またその他必要と認める場合は、これを表示することができる。
 - 【解説】視界制限状態における<u>表示義務</u>は例えば昼間スコールがきた場合や霧が発生した場合です。 必要と認める場合とは、昼間日食で一時的に暗くなった場合などがあります(<u>任意規定</u>)

(プリント6) 解答・解説

- 問1 海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、以下の各問いに答えよ。(第二十一条)
- (1) 船舶が日没から日出までの間、表示してはならない法定灯火以外の灯火を3つ記せ。

(解答)

- ①法定灯火と誤認される灯火
- ②法定灯火の視認、またはその特性の識別を妨げる灯火
- ③見張りを妨げる灯火
- 【解説】①について、船室の窓に緑色・紅色のカーテンを吊るし強い室内灯が舷灯と誤認される場合など
 - ②について、強力な作業灯を掲げたため法定灯火が視認しにくい場合など
 - ③について、他船がまぶしいような強力な集魚灯やサーチライトを使用した場合など
- (2) マスト灯の定義を記せ。

(解答)

225度にわたる水平の弧を照らす白灯であって、正船首方向から各舷正横後22度30分まで の間を照らすよう船舶の中心線上に装置される灯火をいう。

(3) 舷灯の定義を記せ。

(解答)

112度30分にわたる水平の弧を照らす紅灯及び緑色の1対であって、紅灯は正船首方向から左舷正横後22度30分までの間を照らすように左舷側に装置される灯火で、紅灯は正船首方向から右舷正横後22度30分までの間を照らすように右舷舷側に装置される灯火をいう。

(4) 船尾灯の定義を記せ。

(解答)

135度にわたる水平の弧を照らす白灯であって、正船尾方向から各舷67度30分までの間を照らすように装置される灯火をいう。

(5) 全周灯の定義を記せ。

(解答)

360度にわたる水平の弧を照らす灯火をいう。

【解説】各灯火の射光範囲の関係をみると

両舷灯の射光範囲を足すとマスト灯の射光範囲(つまりマスト灯の1/2が舷灯)、マスト灯と船尾灯の射光範囲を足すと360度(つまり360度から船尾灯を引くとマスト灯)となり、一つの灯火の射光範囲を覚えると他の灯火の射光範囲を導き出せます。

裏面につづく

問2 下記は海上衝突予防法の「視認距離」についての表である、空欄を記入して完成させなさい。 (第二十二条)

(解答)

長さ 灯火	50メートル以上	12メートル以上 50メートル未満	12メートル未満
マスト灯	6海里以上	5海里以上 (20メートル未満は 3海里)	2海里以上
舷灯	3海里以上	2海里以上	1海里以上
船尾灯	3海里以上	2海里以上	2海里以上
引き船灯	3海里以上	2海里以上	2海里以上
全周灯	3海里以上	2海里以上	2海里以上

- 問3 海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、以下の各問いに答えよ。
 - (1) 航行中の動力船の灯火を記せ。 (第二十三条)

(解答)

- ① 全部にマスト灯1個
- ② 全部のマスト灯よりも後方の高い位置にマスト灯1個(長さ50メートル未満の場合は必要なし)
- ③ 舷灯1対(長さ20メートル未満の場合は、両色灯1個でもよい)
- ④ できる限り船尾近くに船尾灯1個
- 【解説】 今後問題等で舷灯を示す場合はこの「長さ20メートル未満の場合は、両色灯1個でもよい」 の文言です。
- (2) 航行中の引き船の灯火を記せ。ただし引き船の長さ50メートル以上、曳航物件の後端までの距離は200メートルを超えるものとする。(第二十四条)

(解答)

- ① (連掲のマスト灯を前部とする場合を記入) 前部にマスト灯3個連揚及びこれらのマスト灯より後方の高い位置にマスト灯1個
- ② 舷灯1対
- ③ できる限り船尾近くに船尾灯1個
- ④ 船尾灯の垂直線上の上方に引き船灯1個
- 【解説】今後問題等で船尾灯を示す場合はこの「できる限り船尾近くに船尾灯1個」の文言です。
- 【解説】引き船灯とは、船尾灯と同一の特性を有する黄灯です。